山口市上下水道事業土木系工事における「週休２日工事」の実施要領

山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る週休２日工事に関する必要な事項については、山口市土木系工事における「週休２日工事」の実施要領の例による。

附　則

この要領は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。